

国立大学法人群馬大学の情報公開に係る開示方法及び手数料に関する規程

平成16. 4. 1 制定

改正 平成18. 4. 1 平成23. 4. 1

令和元.10. 1 令和 6. 9.13

(趣 旨)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第15条及び第17条の規定に基づき、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）における情報公開に係る開示方法及び手数料等について、必要な事項を定めるものとする。

(法人文書の開示の実施の方法)

第2条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）当該文書又は図画（法第15条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第1号アに規定するもの）
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難い場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの
- (4) スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。）当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画の法第15条第1項の規定による開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）次に掲げる方法（イ又はウに掲げる方法にあつては当該文書又は図面の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、本学がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図面の開示を実施することができる場合に限る。）

ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難い場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

- イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
 - ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X 0606 及び X 6281 又は X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第 3 号オにおいて同じ。）に複写したものの交付
 - (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格 A 列 4 番（以下「A 4 判」という。）の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあっては、A 1 判、A 2 判又は A 3 判の用紙に印刷したものの交付
 - (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
 - (4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付
- 3 法第 15 条第 2 項の規定により本学が定める電磁的記録についての開示の実施方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。
- (1) 録音テープ（第 5 項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法
 - ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格 C 5568 に適合する記録時間 120 分のものに限る。別表の五の項イにおいて同じ。）に複写したものの交付
 - (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
 - ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格 C 5581 に適合する記録時間 120 分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付
 - (3) 電磁的記録（前 2 号、次号又は次項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、本学がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
 - ア 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
 - イ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表の七の項イにおいて同じ。）により再生したものの閲覧又は視聴
 - ウ 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）
 - エ 当該電磁的記録を A 3 判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
 - オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
 - (4) 電磁的記録（前号オに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。） 次に掲げる方法であって、本学がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
 - ア 前号アからウまでに掲げる方法
 - イ 当該電磁的記録を幅 12.7 ミリメートルのオープンリールテープ（日本産業規格 X 6103、X 6104 又は X 6105 に適合する長さ 731.52 メートルのものに限る。別表の七の項キにおいて同じ。）に複写したものの交付
 - ウ 当該電磁的記録を幅 12.7 ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規

格 X 6123, X 6132若しくは X 6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。） 14833, 15895若しくは15307に適合するものに限る。別表の七の項クにおいて同じ。）に複写したものの交付

エ 当該電磁的記録を幅 8 ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格 X 6141若しくは X 6142又は国際規格15757に適合するものに限る。別表の七の項ケにおいて同じ。）に複写したものの交付

オ 当該電磁的記録を幅3. 81ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格 X 6127, X 6129, X 6130又は X 6137に適合するものに限る。別表の七の項コにおいて同じ。）に複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

(2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付
(手数料)

第3条 法第17条第2項の規定により本学が定める手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）は、開示請求に係る法人文書 1 件につき300円

(2) 開示実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）は、開示を受ける法人文書 1 件につき、別表に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）とする。ただし、基本額（法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が前号に定める額に相当する額（次のアからオのいずれかに該当する場合には、それぞれ当該アからオに定める額。ウを除き、以下この号において同じ。）に達するまでは無料とし、前号に定める額に相当する額を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が前号に定める額に相当する額を超えるときを除く。）は当該基本額から前号に定める額に相当する額を減じた額とする。

ア 法第12条第1項の規定に基づき独立行政法人等から事案が移送された場合（イに掲げる場合を除く。） 当該独立行政法人等が法第17条2項の規程に基づき定める開示請求に係る手数料の額（以下「開示請求手数料相当額」という。）

イ 法第12条第1項の規定に基づき独立行政法人等から法人文書の一部について移送された場合 開示請求手数料相当額のうち本学が分担するものとして、学長が当該独立行政法人等と協議して定める額

ウ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。）第12条の2の規定に基づき行政機関から行政

文書の一部について移送された場合 前号に定める額に相当する額のうち本学が負担するものとして、学長が当該行政機関と協議して定める額

エ 法第12条第1項の規定に基づき独立行政法人等へ法人文書の一部について移送した場合 前号に定める開示請求手数料のうち本学が分担するものとして、学長が当該独立行政法人等と協議して定める額

オ 法第13条第1項の規定に基づき行政機関へ法人文書の一部について移送した場合 前号に定める開示請求手数料のうち本学が負担するものとして、学長が当該行政機関と協議して定める額

2 開示請求をする者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

(1) 一の法人文書ファイル（国立大学法人群馬大学法人文書管理規則第2条第1項に規定するものをいう。）にまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 開示請求手数料及び開示実施手数料は、銀行振込又は現金のいずれかの方法により徴収するものとする。

（規程の改廃）

第4条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年9月13日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
一 文書又は図画（二の項から四の項まで又は八の項に該当するものを除く。）	ア 閲覧	100枚までごとにつき100円
	イ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ウ 複写機により用紙に複写したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円（A2判については40円，A1判については80円）
	エ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円（A2判については140円，A1判については180円）
	オ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（縦203ミリメートル，横254ミリメートルのものについては，520円）に12枚までごとに760円を加えた額
	カ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	キ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
二 マイクロフィルム	ア 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ウ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円（A3判については140円，A2判については370円，A1判については690円）
三 写真フィルム	ア 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円

	イ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円（縦203ミリメートル，横254ミリメートルのものについては，430円）
四 スライド（九の項に該当するものを除く。）	ア 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	イ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円（縦203ミリメートル，横254ミリメートルのものについては，1,300円）
五 録音テープ（九の項に該当するものを除く。）又は録音ディスク	ア 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	イ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
六 ビデオテープ又はビデオディスク	ア 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	イ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
七 電磁的記録（五の項，六の項又は八の項に該当するものを除く。）	ア 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	イ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ウ 用紙に出力したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	エ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	オ 光ディスク（日本産業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	カ 光ディスク（日本産業規格 X 6241 に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
	キ 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき7,000円に1ファイルごとに210円を加えた額

	ク 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき800円（日本産業規格 X 6135に適合するものについては2,500円，国際規格14833，15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8,600円，10,500円又は12,900円）に1 ファイルごとに210円を加えた額
	ケ 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき1,800円（日本産業規格 X 6142に適合するものについては2,600円，国際規格15757に適合するものについては3,200円）に1 ファイルごとに210円を加えた額
	コ 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき590円（日本産業規格 X 6129，X 6130又はX 6137に適合するものについては，それぞれ800円，1,300円又は1,750円）に1 ファイルごとに210円を加えた額
八 映画フィルム	ア 専用機器により映写したものの視聴	1 巻につき390円
	イ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800円（16ミリメートル映画フィルムについては13,000円，35ミリメートル映画フィルムについては10,100円）に記録時間10分までごとに2,750円（16ミリメートル映画フィルムについては3,200円，35ミリメートル映画フィルムについては2,650円）を加えた額
九 スライド及び録音テープ（第2条第5項に規定する場合におけるものに限る。）	ア 専用機器により再生したものの視聴	1 巻につき680円
	イ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円（スライド20枚を超える場合にあっては，5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額）
備考 一の項ウ若しくはエ，二の項ウ又は七の項ウ若しくはエの場合において，両面印刷の用紙を用いるときは，片面を1枚として額を算定する。		